

# 令和7年度 甲斐市上水道水質検査計画

甲斐市公営企業部上下水道工務課

甲斐市の水道は、透明で豊かな地下水を主な水源としています。一部は用水供給事業より受水した浄水を含む水源もあります。

私たちが安心して水道水を飲むために定期的に水質検査を行っています。

水質検査は、水道水が水質基準に適合し、安全であることを確認するために欠くことのできないものです。水道水の水質は、地域、水源の種類、浄水方法などにより異なるため、それぞれの水道の状況に応じた適切な検査が求められています。

甲斐市では、市民のみなさまに安心して水道水をお使いいただくために「令和7年度甲斐市上水道水質検査計画」を策定しました。

## 目次

- |                     |                     |
|---------------------|---------------------|
| 1 基本方針              | 6 臨時の水質検査           |
| 2 水道事業の概要           | 7 水質検査方法            |
| 3 水道原水及び水道水の水質状況    | 8 水道水質検査計画及び検査結果の公表 |
| 4 検査地点              | 9 関係者との連携           |
| 5 定期的な水質検査の項目及び検査頻度 | 10 甲斐市上水道配水系統図      |



甲斐市水道事務所

## 1 基本方針

### (1) 検査地点

水質基準が適用される給水栓（各配水場を代表する蛇口）及び配水場の水源（原水）を検査地点とします。

### (2) 検査項目

検査項目は、水道法で義務づけられている水質基準項目、検査計画に位置づけるのが望ましい水質管理目標設定項目及び水道水がより安全であることを確認するために独自で行う水質項目とします。

### (3) 検査頻度

検査頻度は、水源の種類とその状況や、これまでの検査結果を考慮して各地点の項目ごとに定めていきます。

### (4) その他

水質検査は、市と厚生労働大臣の登録を受けた検査機関が行います。

水質検査結果は、甲斐市水道事務所窓口及び市のホームページでご覧いただけます。

## 2 水道事業の概要

### (1) 給水状況

甲斐市の上水道は、平成28年度に竜王上水道事業と双葉上水道事業を統合し、甲斐市水道事業として事業認可を取得後、令和6年度には新たな事業認可を取得し、事業を実施しております。

表1 甲斐市上水道の事業認可(令和6年4月1日)

事業名	現行認可年	計画給水人口	計画1日最大給水量 (m <sup>3</sup> /日)	計画1人1日最大給水量 (L/人/日)
甲斐市 上水道事業	R6	57,000	25,000	438

### (2) 配水系統及び浄水方法

竜王地区では、すべて深井戸水を水源としており、汲み上げた地下水を塩素消毒したのち給水しています。双葉地区では、一部用水供給事業からの受水を含みますが、深井戸水を水源としているため、塩素消毒をおこなった後に給水しています。

表2に水源と配水系統を、表3に各配水場と給水区域を示しました。

水源・配水場の位置とそれぞれの給水区域を図1に示しました。

表2 水源と配水系統

水源名	水源の種別	水源の所在地	配水系統名	浄水方法	主な使用薬品
竜王地区					
第 2 水源	深井戸	竜王新町 2249-1	大原配水場	塩素消毒	次亜塩素酸ナトリウム
第 5 水源	〃	竜王 200-5	片瀬配水場	〃	〃
第 10 水源	〃	竜王 1944-2			
第 11 水源	〃	竜王 2090-2			
第 8 水源	〃	篠原 2614-5	篠原配水場	〃	〃
第 9 水源	〃	富竹新田 1499-2			
第 7 水源	〃	万才 277-2	万才配水場	〃	〃
第 12 水源	〃	竜王 2516	竜王配水場	〃	〃
第 15 水源	〃	竜王 2513			
第 13 水源	〃	西八幡 1291	冷間配水場	〃	〃
第 6 水源	〃	西八幡 4268-13	西八幡配水場	〃	〃
第 14 水源	〃	西八幡 3170-16			
第 17 水源	〃	玉川 1581-1	玉川配水場	〃	〃
双葉地区					
駒沢水源	深井戸	宇津谷 8973-2	駒沢配水場	塩素消毒	次亜塩素酸ナトリウム
笠石水源	〃	宇津谷 2772	笠石配水場※	〃	〃
菖蒲澤水源	〃	菖蒲澤 905-1	菖蒲澤配水場	〃	〃
双葉東小学校水源	〃	大埜 2780	双葉東小学校配水場	〃	〃
双葉中学校第 1 水源	〃	岩森 1337	双葉中学校配水場	〃	〃
双葉中学校第 2 水源	〃	岩森 1337			
下今井水源	〃	下今井 3289-1	下今井配水場	〃	〃
新田水源	〃	菖蒲澤 1724-2	新田(第 2)配水場	〃	〃
三島水源	〃	宇津谷 9365-3	三島配水場※	〃	〃
二ツ溜水源	〃	龍地 3375-1	二ツ溜配水場	〃	〃

※笠石配水場、三島配水場は用水供給事業からの受水を含む。

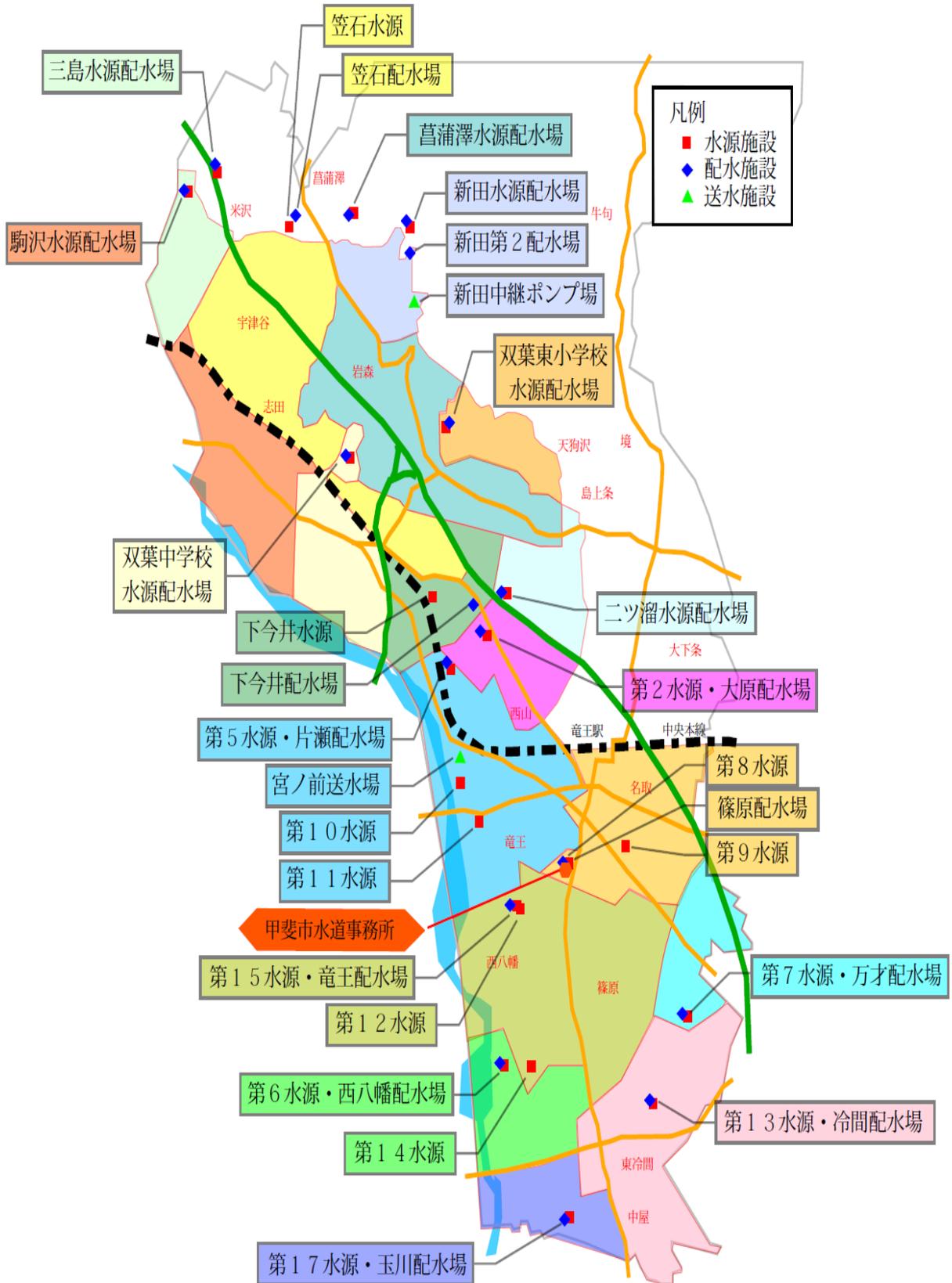
〈参考〉用水供給事業からの受水について

浄水場	峡北地域広域水道企業団 塩川浄水場
所在地	北杜市須玉町江草
浄水方法	急速ろ過・高度処理(活性炭)
主な使用薬品	ポリ塩化アルミニウム、粉末活性炭、次亜塩素酸ナトリウム
本市の年間受水(予定)量	346,750 <sup>m</sup> (1日あたり950 <sup>m</sup> )

表3 各配水場と給水区域

配水場	年間配水量 (千m <sup>3</sup> )	主な給水区域
<b>竜王地区</b>		
大原配水場	329	竜王新町1・2・3・4区、竜王1区
片瀬配水場	648	竜王1・2・3・4区、竜王新町3・5・7区、上篠原区
篠原配水場	563	上篠原区、古村区、竜王新町5・6区、竜王仲町区 名取区、富竹新田1・2・3区
万才配水場	602	榎西区、榎東区、田中区、万才東区、富竹新田2・3・4区 古村区
竜王配水場	880	上・中八幡区、上篠原区、古村区、新居区、仲新居区、榎西区 榎東区、下八幡1・2区
冷間配水場	763	榎西区、田中2区、万才1区、下八幡1・2・3区、南区区 月林区、玉川東区、玉川団地1・2区、万才東区
西八幡配水場	415	中八幡区、下八幡2区、八幡新田1・2区
玉川配水場	313	八幡新田1・2区、玉川西区、月林区
<b>双葉地区</b>		
駒沢配水場	169	金剛地、田畑の一部、田畑団地、塩崎町、下志田、上志田
笠石配水場	474	笠石、米沢、東部、上郷、中村条、岩森、田畑の一部 山本、上の山、緑ヶ丘、富士見台、上町、双葉仲町、寺町 横町の一部
菖蒲澤配水場	372	団子、大埜、双葉堅町、上宿、下宿、大屋敷、滝坂の一部 岩森、萌黄の街
双葉東小学校 配水場	126	高原団地
双葉中学校 配水場	187	双葉新町、旭台、つくし野
下今井配水場	381	バイパス、(横町、寺町、双葉仲町、上町)の一部、高山台
新田(第2)配水場	125	新田、菖蒲澤
三島配水場	60	駒沢、滝沢、唐松団地
二ツ溜配水場	329	希望ヶ丘、双葉登美団地、桃花の街、藍色の街、滝坂の一部 杏色の街、双葉響が丘団地、双葉サービスエリア

図1 甲斐市上水道 水源・配水場と給水区域



### 3 水道原水及び水道水の水質状況

#### (1) 水道原水

水道原水はすべて地下水（深さが約85～300mの深井戸水）を原水としており、水質と水量ともに安定しています。過去の原水の検査結果は、水質基準値を下回る値であり良好な水質を示しています。

深井戸水は、人為的な汚染は受けにくいと考えられます。しかし、地質により下記の項目が検出されます。

- ・ヒ素及びその化合物
- ・フッ素及びその化合物
- ・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- ・カルシウム、マグネシウム等（硬度）
- ・蒸発残留物

安全のためこれらの項目には留意していきます。

#### (2) 水道水

給水栓（蛇口）における水道水の過去の水質検査結果は、すべての項目で水質基準に適合しており安全で良質な飲み水といえます。

原水で留意する項目は、水道水においても検出されています。過去3年間に検出された値により、地点や項目ごとに法令にしたがった適切な検査頻度で検査し、結果を監視していきます。

#### (3) 水質管理上の留意点

- ①水源は、深井戸水であるため、浄水場から蛇口までの間で最も留意する項目は残留塩素です。毎日検査（消毒の効果）を行うことにより残留塩素を確認しています。その結果より水質管理を行っていきます。
- ②地質由来の項目については、検出される値の変動を把握し、その値が高くなる場合は、水源の変更を検討していきます。
- ③地下水汚染の要因である化学物質などによる汚染に留意していきます。山梨県森林環境部が実施している「地下水水質調査」の結果などから周辺地下水の汚染状況を把握し水源を監視していきます。

### 4 検査地点

#### (1) 原水検査

「表2 水源と配水系統」の水源の所在地において各取水設備より採取した原水について検査します。

#### (2) 水道水検査(給水栓水)

各配水場を代表する17箇所の給水栓（蛇口）で検査をします。検査地点については以下のとおりです。

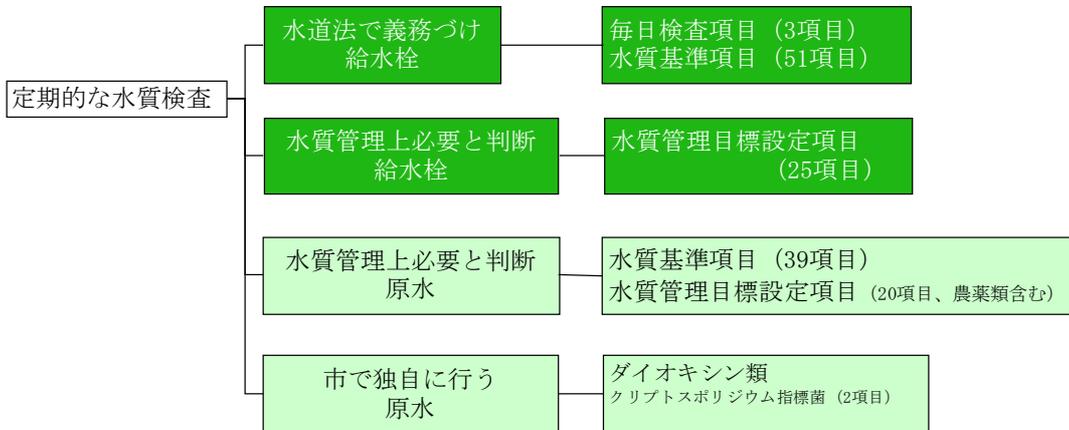
表4 水道水の採水場所

配水系統名	採取場所(施設名)	採水場所
竜王地区		
大原配水場	日通流通センター倉庫	竜王新町 541
片瀬配水場	竜王 4 区公会堂	竜王 1241-2
篠原配水場	名取公園	名取 600-1
万才配水場	富竹新田 2・3 区公会堂	富竹新田 435-2
竜王配水場	榎東西公民館	篠原 700-5
冷間配水場	玉川団地	玉川 888
西八幡配水場	釜無川スポーツ公園	西八幡 4261
玉川配水場	竜王西児童館	西八幡 3855
双葉地区		
駒沢配水場	上志田公民館	志田 1
笠石配水場	岩森公民館	岩森 3300
菖蒲澤配水場	大屋敷公民館	龍地 6435
双葉東小学校配水場	高原団地公民館	大垓 100-130
双葉中学校配水場	塩崎駅前	下今井 123
下今井配水場	高山台公民館	龍地 3763-4
新田(第2)配水場	旧新田公民館	団子新居 1475
三島配水場	唐松団地公民館	宇津谷 5421-63
二ツ溜配水場	登美団地公園	龍地 1185-26



## 5 定期的な水質検査の項目及び検査頻度

法令（水道法）で検査が義務付けられている毎日検査と水質基準項目についての検査を行います。水質管理目標設定項目と要検討項目については、水質管理上必要と判断した項目について検査します。



### (1) 水道水検査

#### ①毎日検査

1日1回、各配水系統を代表する17箇所（「表4 水道水の採取場所」）の給水栓（蛇口）で検査をします。

毎日検査項目の色、濁り、消毒の残留効果の3項目に加えて味、臭気を行います。

#### ②水質基準項目

水質基準項目は、基準値以下で給水することが義務付けられている51項目で、法令で定められた地点で検査を行います。

17箇所の給水栓で採水して水質検査を行います。

表5及び表6に竜王上水道と双葉上水道の検査頻度を示します。

- ・毎月行う検査は、水質変化の指標となる9項目（◎印）で表5及び表6に示しました。
- ・年に4回行う検査は、毎月行う9項目に加えて○印及び△印の項目です。また、過去3年間の結果で、水質基準値の20%を超過した項目（△印）と非イオン界面活性剤（定量限界値が、検査方法で基準値の20%以下が得られない項目）は年4回行います。
- ・年に1回行う検査は、水質基準値の10%を超過し20%以下を示す項目にあたりますが、令和7年度は安全確認のため、水質基準全項目の検査を少なくとも年1回行います（●印）。

#### ③水質管理目標設定項目

水質管理目標設定項目は、将来にわたり水道水の安全性を確保するため、水質管理上必要と判断した項目について検査を行うものです。

令和7年度は表7欄外記載の配水場系の給水栓9箇所で、削除項目及び二酸化塩素と農薬類を除く25項目を検査します。



表6 水質基準項目の検査頻度(双葉地区)

基準項目	水質基準項目	基準値 (mg/l)	原水検査										検査頻度を決めた理由	
			全水源	駒沢	笠石	菰積沢	東小	中学校	下今井	新田	三島	ニッ漕		
基01	一般細菌	100個/ml	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	毎月検査
基02	大腸菌	不検出	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	安全確認*1 ●印は年1回検査
基03	カドミウム及びその化合物	0.003以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
基04	水銀及びその化合物	0.0005以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
基05	セレン及びその化合物	0.01以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
基06	鉛及びその化合物	0.01以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
基07	ヒ素及びその化合物	0.01以下	●	●	△	●	●	●	●	●	●	△	△	
基08	六価クロム化合物	0.02以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可 年4回検査
基09	亜硝酸態窒素	0.04以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
基12	フッ素及びその化合物	0.8以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
基13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
基14	四塩化炭素	0.002以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
基15	1,4-ジオキサン	0.05以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
基17	ジクロロメタン	0.02以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
基18	テトラクロロエチレン	0.01以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
基19	トリクロロエチレン	0.01以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
基20	ベンゼン	0.01以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
基21	塩素酸	0.6以下		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	省略不可 年4回検査
基22	クロロ酢酸	0.02以下		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
基23	クロロホルム	0.06以下		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
基24	ジクロロ酢酸	0.03以下		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
基25	ジブromクロロメタン	0.1以下		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
基26	臭素酸	0.01以下		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
基27	総トリハロメタン	0.1以下		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
基28	トリクロロ酢酸	0.03以下		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
基29	ブromジクロロメタン	0.03以下		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
基30	ブromホルム	0.09以下		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
基31	ホルムアルデヒド	0.08以下		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
基32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	安全確認*1 年1回検査
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
基34	鉄及びその化合物	0.3以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
基35	銅及びその化合物	1.0以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
基36	ナトリウム及びその化合物	200以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
基37	マンガン及びその化合物	0.05以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
基38	塩化物イオン	200以下	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	毎月検査
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	●	●	●	●	△	●	●	●	●	●	●	安全確認*1 ●印は年1回検査 △印は年4回検査*2
基40	蒸発残留物	500以下	●	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△印は年4回検査*2
基41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	安全確認*1 年1回検査
基42	ジェオスミン	0.0001以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
基43	2-メチルイソボルネオール	0.0001以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
基44	非イオン界面活性剤	0.02以下	●	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	年4回検査*3
基45	フェノール類	0.005以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	安全確認*1 年1回検査
基46	有機物(全有機炭素TOCの量)	3以下	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	毎月検査
基47	pH値	5.8~8.6	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
基48	味	異常でない		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
基49	臭気	異常でない	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
基50	色度	5度以下	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
基51	濁度	2度以下	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	

備考 ◎印は、毎月検査項目 ○印は、年4回検査項目(省略不可) △印は、年4回検査項目(省略可) ●印は年1回検査項目

\*1 過去3年間の検査結果は水質基準値の10%以下を示す項目(一部除く)ですが、安全性の確認のため水質検査を年に1回行います。

\*2 △印は過去3年間の検査結果より、水質基準値の20%を超過した項目のため、水質検査を年に4回行います。

\*3 現在実施している検査方法で基準値の20%以下を測定できない為

表7 水質管理目標設定項目の検査

水質管理設定項目		
項目	目標値	備考
1 アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して、0.02mg/l以下	
2 ウラン及びその化合物	ウランの量に関して、0.002mg/l以下（暫定）	無機物/重金属
3 ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して、0.02mg/l以下	
4 削除(亜硝酸態窒素)	削除（水質基準に格上げ）	削除・欠番
5 1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	一般有機化合物
6 削除(トランス-1,2-ジクロロエチレン)	削除（水質基準に格上げ）	削除・欠番
7 削除(1,1,2-トリクロロエタン)	削除（水質管理目標設定項目より削除）	削除・欠番
8 トルエン	0.4mg/l以下	一般有機化合物
9 フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）	0.08mg/l以下	
10 亜塩素酸	0.6mg/l以下	消毒副生成物
11 削除(塩素酸)	削除（水質基準に格上げ）	削除・欠番
12 二酸化塩素	0.6mg/l以下	消毒剤
13 ジクロロアセトニトリル	0.01mg/l以下（暫定）	消毒副生成物
14 抱水クロラール	0.02mg/l以下（暫定）	消毒副生成物
15 農薬類	検出値と目標値の比の和として1以下	農薬
16 残留塩素	1mg/l以下	臭気
17 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/l以上100mg/l以下	
18 マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.01mg/l以下	着色/味
19 遊離炭酸	20mg/l以下	
20 1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/l以下	一般有機化合物
21 メチル-tert-ブチルエーテル	0.02mg/l以下	
22 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/l以下	味
23 臭気強度 (TON)	3以下	臭気
24 蒸発残留物	30mg/l以上200mg/l以下	味
25 濁度	1度以下	基礎的性状
26 pH値	7.5程度	腐食性
27 腐食性 (ランゲリア指数)	-1程度以上とし極力0に近づける	
28 従属栄養細菌	1mlの検水で形成される集落数が2000以下（暫定）	細菌類
29 1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下	一般有機化合物
30 アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.1mg/l以下	浄水処理関連
31 ベルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びベルフルオロオクタナ酸 (PFOA)	量の和として0.00005mg/l (=50ng/l)	一般有機化合物

次の9箇所の水道水について12. 二酸化塩素と15. 農薬類を除く25項目の検査を実施します。

- ・ 竜王地区：大原配水場、片瀬配水場、篠原配水場、西八幡配水場
- ・ 双葉地区：駒沢配水場、笠石配水場、菖蒲澤配水場、双葉東小学校配水場、双葉中学校配水場

(2) 原水検査

①水質基準項目

「表2 水源と配水系統」にある23水源について原水の39項目を年1回検査します。  
(表5及び表6を参照)

②水質管理目標設定項目

山梨県水道水質管理計画の中に位置づけられている竜王地区 第6水源(西八幡配水場)の原水については39項目に加え、水質管理目標設定項目の内、10. 亜塩素酸、

12. 二酸化塩素、13. ジクロロアセトニトリル、14. 抱水クロラール、16. 残留塩素、28. 従属栄養細菌、30. アルミニウム及びその化合物を除く項目を加えて検査します。水質管理目標設定項目の中にある15. 農薬類については、山梨県で使用量の多い12種類を6箇所の水源で検査します。（表8を参照）

表8 農薬類の検査

	農薬名	目標値	区分
1	ダイアジノン	0.003	殺虫
2	メコプロップ(MCPP)	0.05	除草
3	フェニトロチオン(MEP)	0.01	殺虫
4	イソキサチオン	0.005	殺虫
5	オキシ銅	0.03	殺菌
6	チオベンカルブ	0.02	除草
7	トリクロピル	0.006	除草
8	ピリダフェンチオン	0.002	殺虫
9	ブタミホス	0.02	除草
10	シマジン(GAT)	0.003	除草
11	チウラム	0.02	殺菌
12	1,3-ジクロロプロペン(D-D)	0.05	殺虫

令和7年度は、以下の6箇所の水源について検査します。

竜王地区: 第2水源(大原配水場)、第10水源(片瀬配水場)、第17水源(玉川配水場)

双葉地区: 駒沢水源(駒沢配水場)、双葉中学校第2水源(双葉中学校配水場)、  
新田水源(新田配水場)

### ③市独自に行う水質検査

ダイオキシンの検査については、竜王地区の内、第8水源(篠原配水場)、双葉地区の内、菖蒲澤水源(菖蒲澤配水場)の合計2箇所の地下水について実施し、安全を確認します。

クリプトスポリジウム等指標菌(2項目)を竜王地区及び双葉地区の原水23箇所全てにおいて年1回検査を実施し、安全を確認します。

(参考写真: 検査機器)



## 6 臨時の水質検査

(1) 臨時の水質検査を行う要件(以下の事態が生じた時、臨時の水質検査を行います。)

- ①水源の水質に異常があったとき。
- ②給水区域及びその周辺で消化器系感染症が流行しているとき。
- ③浄水工程で異常があったとき。
- ④配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- ⑤その他、特に必要があると認められるとき。

(2) 検査を行う項目

一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、pH値、味、臭気、色度、濁度及びその他水質基準項目のうち必要な項目を検査します。

## 7 水質検査方法

毎日検査は、給水区域内17箇所について市で行います。

それ以外の多種多様にわたる検査項目については水質検査結果の信頼性を確保するため、高度な設備と正確かつ精度の高い検査体制を整えており、緊急時の対応が可能である県内の厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に委託して検査を行います。

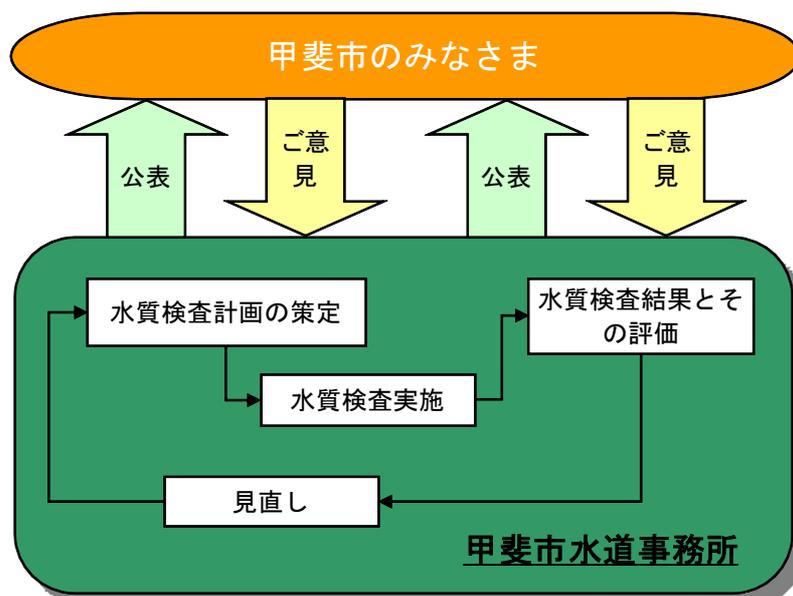
## 8 水道水質検査計画及び検査結果の公表

甲斐市では、安心して水道水をお使いいただけますよう水道水質検査計画と検査結果を公表いたします。

水道水質検査計画は毎年度作成し、水道事務所窓口で閲覧できます。あわせて甲斐市ホームページに掲載します。

水質検査の結果も同様に水道事務所窓口で閲覧できると同時に、甲斐市ホームページで公表します。

水質検査結果の評価や市民のみなさまからのご意見を参考にさせていただきながら次年度の水質検査計画に反映させ、よりよい計画を作成していきます。



## 9 関係者との連携

水質汚濁事故や水系感染症の発症などがあつたときは、国・県（県衛生薬務課、中北保健所）・近隣水道事業者及び水質検査を担当している登録検査機関などの関係機関と情報交換するとともに連携して迅速に対策を講じます。

## 10 甲斐市上水道配水系統図

甲斐市上水道配水系統図を別図に示します。

みなさまのご意見をお寄せ下さい。

※※※※※ お問い合わせ先 ※※※※※  
甲斐市公営企業部上下水道工務課  
〒400-0115  
山梨県甲斐市篠原 2534-1  
TEL 055-278-1670 FAX 055-276-2177  
ホームページ <https://www.city.kai.yamanashi.jp/>  
メールアドレス [jousuishitsu@city.kai.yamanashi.jp](mailto:jousuishitsu@city.kai.yamanashi.jp)